

地域生活移行推進事業

病状が安定し退院可能な長期入院患者
(入院期間が1年以上の者)

精神科病院(遠方が多い)



地域移行支援

退院を目指す

① 退院に向けた相談

- ・対象者の状況把握
- ・退院阻害要因の把握
- ・地域移行支援の
対象者になるか判断
- ・家族関係の調整 等

② 訪問・面接相談



③ 訪問・面接相談



月2回・6か月間

- ・ピアサポーターとの交流
- ・外出支援
- ・地域生活の見学・体験
- ・地域移行支援の
申請支援

④ 本人による申請



⑤ 支援開始

月2回・6か月間(更新あり)

サービス内容

- ・外出同行・宿泊体験
- ・日中活動の場の見学や体験
- ・住居探しや契約手続き支援
- ・生活用品の相談・買物同行
- ・福祉サービス申請等の支援

【契約】

区保健福祉センター

連携

相談支援事業所

【支給決定】

相談支援事業所選定

☆支援者の交通費(本人へ支給)

地域移行支援
(福祉サービス)

区保健福祉センター・こころの健康センター

連携

委託事業所(支援者)
ピアサポーター

★地域生活移行推進事業(委託)

対象は年間10人：5人支援中(H.30.9月)

【考え方】

○第5期(平成30年度～32年度)障がい者福祉計画において、第4期同様、精神科病院からの地域移行者数60人(年間20人)を目標としているが、地域移行者数が増えない理由として、入院生活が長期に及ぶため退院意欲を喪失しているものがあり、入院者自身の申請により利用できる地域移行支援に繋がっていない。そのため、前段階の支援として地域生活移行支援事業を実施している。